

江別市

排暴力団 除力条例

を制定しました!!



市民の安全で平穏な生活を確保して、
社会経済活動の健全な発展を推進しましょう!!

暴力団に関する相談窓口

札幌方面江別警察署

(公財)北海道暴力追放センター

TEL.011-382-0110

TEL.011-271-5982

「江別市暴力団排除条例」平成26年4月1日施行

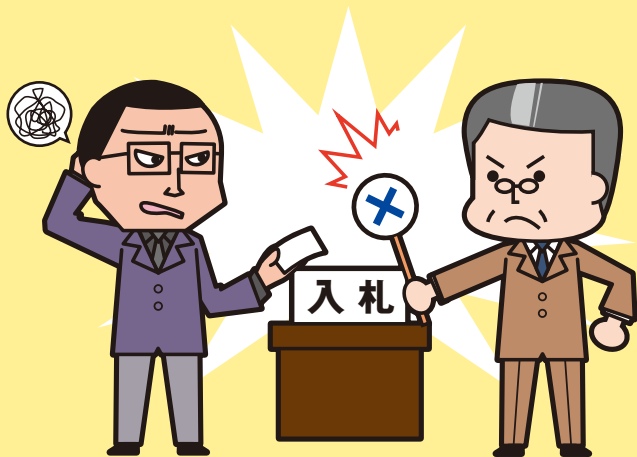
基本理念

- ① 暴力団を恐れない
- ② 暴力団に対して資金を提供しない
- ③ 暴力団を利用しない

条例の主な内容等

公共事業等に係る措置

暴力団員や暴力団関係者を公共事業等の入札に参加させないなど、市の事務事業から暴力団を排除します。



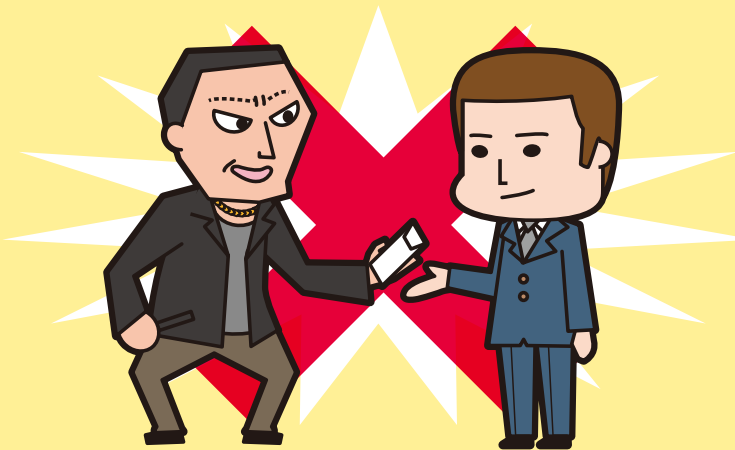
公の施設に係る措置

市の公共の施設が暴力団の活動に利用されないよう、必要な措置を講じます。



市民の禁止行為

市民・事業者の皆さんが債権の回収や揉め事を解決するために暴力団の威力を利用することや、利益を供与することを禁止します。



市民等に対する支援

市民の皆さんが安心して暴力団の排除活動に取り組むことができるよう、江別警察署と協定を結び、安全の確保に努めます。



条例に関するお問い合わせ先



江別市 生活環境部
市民生活課

TEL.011-381-1018